

蓮葉会デイサービスセンターみま(総合事業) 令和3年度 (加算と単価表)					<注意:色が付いていない加算は、現在利用できません>
全員	総合事業 (美馬市・つるぎ町)	3年度(A)	かつ 単位	利用回数	備考
要支援1	通所型独自サービス1 (1月につき)	1672	月		事業対象者・要支援1: 5回以上利用
要支援2	通所型独自サービス2 (1月につき)	3428	月		事業対象者・要支援2: 9回以上利用
要支援1	通所型独自サービス1 (回数)	384	回		要支援1: 1~4回までの利用
要支援2	通所型独自サービス2 (回数)	395	回		要支援2: 5~8回までの利用
全員	サービス提供体制強化加算 (I) (1) 事業対象者・要支援1	88	月		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること
全員	サービス提供体制強化加算 (I) (1) 要支援2	176	月		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること
全員	サービス提供体制強化加算 (II) (1) 要支援2	72	月		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること
全員	サービス提供体制強化加算 (II) (1) 要支援2	144	月		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること
対象者のみ	生活機能向上グループ活動加算	100	月		生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合。 ※ただし同じ月に、「運動機能向上加算。栄養改善加算、口腔機能向上加算又は洗濯的サービス複数実施加算」のいずれかを算定している場合は算定しない。
対象者のみ	生活機能向上連携加算 (I)	100	月		
対象者のみ	生活機能向上連携加算 (II)	200	月		
対象者のみ	運動機能向上加算	225	月		運動機能の向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に、1ヶ月につき算定
対象者のみ	栄養改善加算	200	月		UP: 低栄養状態にある利用者又はおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、リヨ須屋の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。1ヶ月あたり。 ・外部等との連携により管理栄養士を1名以上配置していること・・・等の条件を満たすこと。
対象者のみ	口腔機能向上加算 (I)	150	月		新設: 口腔機能が低下している利用者又はその恐れのある利用者に対して・・・
対象者のみ	口腔機能向上加算 (I)	160	月		新設
対象者のみ	選択的サービス複数実施加算 (I)	480	月		
対象者のみ	選択的サービス複数実施加算 (II)	700	月		
対象者のみ	同一建物送迎減算 (要支援1)	-376			月利用回数が3回以上の方適用 1・2回の方は該当なし
対象者のみ	同一建物送迎減算 (要支援2)	-752			月利用回数が5回以上の方適用 1~4回の方は該当なし
小 計					
対象者のみ	中山間地域等に居住する者への提供 (+5/100)	0.05	1	0.05	
全員	介護職員処遇改善加算 (I)	0.059		1	変更なし★サービス提供体制強化加算の最上位加算を取得している条件に合致
全員	介護職員等特例処遇改善加算 (I)	0.012		1	変更なし★サービス提供体制強化加算の最上位加算を取得している条件に合致
合 計					
食べられた方	食事代 (1食 550円)	500	1食		